

(その1)

会計	繰越	検算	取記	○		④
④	④	④	⑦	○	○	○

収 支 報 告 書

令和3年分

(年 月 日開催分)

1 政治団体の名称 (ふりがな) おおしまだもりせいけいかい
 大島理森政経会

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

2 主たる事務所の所在地 東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第2議員会館812

活動区域の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

3 代表者の氏名 大島 理森

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 無	
公職の種類	衆議院議員(現職)
資金管理団体の届出をした者の氏名	大島 理森

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	
公職の種類	

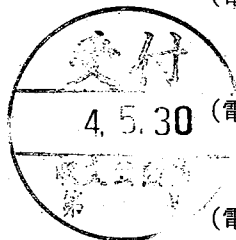
4 会計責任者の氏名 黒保 浩介

事務担当者の氏名 藍澤 奈緒子

(電話) 03-3508-7502

(電話)

(電話)



資金管理団体の指定の期間	
令和3年1月1日から	
令和一年一月一日から	
令和3年10月14日まで	
令和 年 月 日まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和3年1月1日から	
令和3年10月14日まで	

301645

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額			1	7	5	0	3	5	8	9
(前年からの繰越額)			1	7	3	4	3	5	8	9
(本年の収入額)					1	6	0	0	0	0
支 出 総 額			1	0	2	1	9	5	6	9
翌年への繰越額				7	2	8	4	0	2	0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費										
金 額										0
員 数										0 ^人

(2) 寄 附										
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額							備 考		
(ア) 個人からの寄附				1	6	0	0	0	0	
(イ) うち特定寄附									0	
(ロ) 法人その他の団体からの寄附									0	
(ハ) 政治団体からの寄附									0	
小 計 (ア) + (イ) + (ロ) + (ハ)				1	6	0	0	0	0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)									0	
イ 政党匿名寄附									0	
合 計 (ア + イ)				1	6	0	0	0	0	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		金額							備考	
項目		十億	百万	千	円					
1 経常経費								0		
(1) 人件費								0		
(2) 光熱水費								0		
(3) 備品・消耗品費				4	2	2	0	1	5	
(4) 事務所費				5	8	9	5	2	3	
小計			1	0	1	1	5	3	8	
2 政治活動費			4	1	6	2	5	5	9	
(1) 組織活動費										
(2) 選挙関係費									0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費									0	
ア 機関紙誌の発行事業費									0	
イ 宣伝事業費									0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費									0	
エ その他の事業費									0	
(4) 調査研究費					4	5	4	7	2	
(5) 寄附・交付金			5	0	0	0	0	0	0	
(6) その他の経費									0	
小計			9	2	0	8	0	3	1	
合計			1	0	2	1	9	5	6	9

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳						項目別区分 4.事務所費			
行番号	支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所 の所在地)	備考
		十億	百万	千	円				
1	切手代			100	80	R3/3/16	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
2	切手代			201	60	R3/4/6	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
3	車検代			462	10	R3/7/1	レクサス小石川	東京都文京区小日向4-1-1	
4	政治資金監査代			220	00	R3/7/30	登録政治資金監査人 久米茂樹	東京都千代田区内神田3-21-6村越ビル7階	
5	放送受信料			236	95	R3/8/26	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
6	廃棄物処理代金			121	10	R3/9/1	三東運輸株式会社	東京都江戸川区篠崎町3-12-6	
7	引越代			363	00	R3/10/6	八戸通運株式会社	青森県八戸市城下一丁目1-9	
この頁の小計				497	245				
その他の支出				71	107				
合計				568	352				
				589	523				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分				I. 組織活動費		(旅費交通費)	
行番号	支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
		十億	百万	千	円						
31	J R乗車代			5	9	R3/8/4	J T B国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館内地下4階			
32	航空券代			7	3	R3/8/4	J T B国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館内地下4階			
33	航空券代			3	1	R3/8/19	J T B国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館内地下4階			
34	J R乗車代			8	4	R3/8/26	J T B国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館内地下4階			
35	J R乗車代			8	4	R3/8/26	J T B国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館内地下4階			
36	J R乗車代			8	5	R3/9/9	J T B国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館内地下4階			
37	J R乗車代			8	4	R3/9/9	J T B国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館内地下4階			
38	J R乗車代			1	7	R3/9/24	J T B国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館内地下4階			
39	J R乗車代			4	1	R3/9/30	J T B国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館内地下4階			
40	J R乗車代・航空券代			7	0	R3/10/6	J T B国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館内地下4階			
41	J R乗車代			1	5	R3/10/14	J T B国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館内地下4階			
	この頁の小計			8	9						
	その他の支出			1	1						
	合 計		2	4	5						

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分 1. 組織活動費 (交際費)					
行番号	支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
		十億	百万	千	円				
16	会食費			38	626	R3/8/23	赤坂三平	東京都港区赤坂2-14-13シャトレ赤坂	
17	会食費			35	816	R3/8/31	赤坂三平	東京都港区赤坂2-14-13シャトレ赤坂	
18	会食費			44	100	R3/9/10	赤坂 津つ井	東京都港区赤坂2-22-24	
19	会食費			28	946	R3/9/13	赤坂三平	東京都港区赤坂2-14-13シャトレ赤坂	
20	会食費			25	124	R3/9/26	赤坂 津つ井	東京都港区赤坂2-22-24	
21	会食費			36	118	R3/9/28	赤坂三平	東京都港区赤坂2-14-13シャトレ赤坂	
22	生花			55	000	R3/10/1	みい農業協同組合	福岡県小都市大板井267-1	
23	会食費			29	712	R3/10/5	赤坂 津つ井	東京都港区赤坂2-22-24	
24	会食費			17	172	R3/10/5	伊豆榮 永田町店	東京都千代田区永田町1-11-28	
25	商品券代			100	000	R3/10/7	株式会社松屋	東京都中央区銀座3丁目6番1号	
26	贈答品代			18	144	R3/10/7	株式会社松屋	東京都中央区銀座3丁目6番1号	7
27	弁当代			15	336	R3/10/8	ざくろ商事株式会社	東京都港区赤坂3-13-4赤坂三河家ビル	
28	贈答品代			64	350	R3/10/8	楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川1-14-1楽天クリムゾンハウス	8
29	贈答品代			381	072	R3/11/11	特定非営利活動法人農業郷ここ・カラダ	青森県十和田市東十五番町55-3	
	この頁の小計			889	516				
	その他の支出			16	738				
	合 計		1	755	043				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 7.調査研究費 (書籍購入費)				
行番号	支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所 の所在地)	備考
		十億	百万	千	円				
1	書籍代			25	000	R3/10/1	株式会社ケイアンドケイプレス	東京都千代田区平河町2-13-1相原ビル5階	
この頁の小計				25	000				
その他の支出				20	472				
合計				45	472				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和4年5月24日
令和4年5月20日

政治団体の名称 大島理森政経会

会計責任者の氏名 黒保 浩介

代表者の氏名
(解散時のみ記入)

(オンライン提出)

(別紙)

様式	注釈番号	見切れ文字列 (同一の注釈番号で2行に記載がある場合、上段が訂正後、下段が訂正前)
その14 3.備品・消耗品費	*1	クレジットカードによる支払R3/10/11Masterカード
その14 3.備品・消耗品費	*2	クレジットカードによる支払R3/11/10VISAカード
その14 3.備品・消耗品費	*3	クレジットカードによる支払R3/11/10VISAカード
その14 3.備品・消耗品費	*4	クレジットカードによる支払R3/11/10VISAカード
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*1	クレジットカードによる支払R3/2/10VISAカード
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*2	クレジットカードによる支払R3/3/10VISAカード
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*3	クレジットカードによる支払R3/3/10VISAカード
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*4	クレジットカードによる支払R3/4/12VISAカード
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*5	クレジットカードによる支払R3/5/10VISAカード
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*6	クレジットカードによる支払R3/6/10VISAカード
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*7	クレジットカードによる支払R3/8/10VISAカード
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*8	クレジットカードによる支払R3/8/10VISAカード
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*9	クレジットカードによる支払R3/9/10VISAカード
その15 1.組織活動費 (交際費)	*1	PIZZERIA GHITARO AKASAKA
その15 1.組織活動費 (交際費)	*2	クレジットカードによる支払R3/3/10Masterカード
その15 1.組織活動費 (交際費)	*3	クレジットカードによる支払R3/4/12VISAカード
その15 1.組織活動費 (交際費)	*4	クレジットカードによる支払R3/5/10AMEXカード
その15 1.組織活動費 (交際費)	*5	クレジットカードによる支払R3/7/12AMEXカード
その15 1.組織活動費 (交際費)	*6	クレジットカードによる支払R3/9/10AMEXカード
その15 1.組織活動費 (交際費)	*7	クレジットカードによる支払R3/11/10VISAカード
その15 1.組織活動費 (交際費)	*8	クレジットカードによる支払R3/11/10VISAカード

政治資金監査報告書

令和4年5月24日

大島理森政経会

代表 大島 理森 殿

登録政治資金監査人 久米 茂樹

登録番号 第 2923 号

研修修了年月日 平成21年8月7日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下、「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、大島理森政経会の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、大島理森政経会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

大島理森政経会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、大島理森政経会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上